

マイナンバーカードを作りますか？



1. マイナンバーカードと健康保険証を一本化

政府は現行の健康保険証を2024年秋に原則廃止し、マイナンバーカードを健康保険証代わりに使う政策を進めています。

2. マイナンバーカードと運転免許証の一本化

マイナンバーカードと運転免許証の一本化も現在、政府は検討しています。



3. 本人確認書類として使える

戸籍謄本等や住民票を交付する際、本人確認書類の提示を求めています。

マイナンバーカードには、顔写真がついているため、本人確認書類として利用することができます。また、運転免許証やパスポート等を持っていない方、お年寄りやお子さんの本人確認書類として利用することができます。

まだマイナンバーカードを作っていない方は、役場または吉岡支所で作りませんか？マイナポイントの申込み支援も行います。



12月の臨時申請窓口開設日

場 所	福島町役場 1階 町民課窓口	
日にち	12月15日(木)	
時 間	午後5時～午後7時まで	
持ち物	本人確認書類	
	顔写真のあるものは1つ →運転免許証、特別永住者証明書、 障がい者手帳等	顔写真のないものは2つ →健康保険証、年金手帳、学生証、 介護保険証、こども医療受給者 証、母子手帳等

マイナンバーカードの年内の申請について

年内にマイナンバーカードの交付、新規申請、マイナポイント等の申込み支援を希望される場合は、12月30日午後4時までに役場町民課窓口で手続きを行ってください。

なお、年末は窓口が混雑し、時間がかかることが予想されますので、早めに手続きをされますようお願いいたします。

◆年始の手続き 1月6日(金) 午前9時から開始

お問い合わせ先

町民課戸籍係

☎47-4681